

第1部 総説



第1章 大船渡市の概要

第1 地形

大船渡市は、岩手県の東南部、景観に優れた陸中海岸国立公園の南部に位置しています。

奥行きが深い大船渡湾をはじめ、綾里湾、越喜来湾、吉浜湾を有し、大船渡湾を囲む平地とその背後の北上山系に連なる五葉山、氷上山、今出山などの丘陵地、山岳地によって形成されています。

陸中海岸国立公園碁石海岸、県立自然公園五葉山に代表される「海」と「緑」の自然に囲まれたまちで、三陸沿岸地域の拠点都市として、さらなる発展が期待されています。

第2 位置・面積

表1 位置及び面積

位置			面積
東経	141°	42' 30"	323.30 k m ²
北緯	39°	04' 56"	

(注) 位置は、市本庁舎の位置。

第3 気候

気候は、表日本型で年平均気温が11℃前後と温暖であり、夏は海風によって涼しく、冬の積雪は少ない状況にあります。

表2 気象状況

年次	降水量 (mm)	気温			平均風速 (m/s)	平均湿度 (%)	日照時間 (h)
		平均	最高極値	最低極値			
平成12年	1,435.5	11.8	33.9	-8.0	2.5	70	1,737.3
平成13年	1,218.0	11.0	35.5	-10.4	2.5	68	1,785.9
平成14年	1,642.5	11.5	34.7	-7.4	2.5	70	1,743.7
平成15年	1,768.5	11.1	33.7	-6.6	2.4	74	1,570.0
平成16年	1,438.5	11.9	33.8	-7.1	2.5	72	1,821.3
平成17年	1,224.0	11.1	34.4	-7.2	2.5	73	1,745.1
平成18年	1,812.5	11.2	32.9	-7.8	2.5	75	1,580.5
平成19年	1,486.5	11.9	37.0	-5.2	2.3	74	1,825.3
平成20年	1,408.5	11.4	30.2	-8.3	2.4	72	1,694.2
平成21年	1,559.5	11.7	32.8	-5.5	2.4	69	1,664.1
平成22年	1,820.0	11.9	35.0	-7.3	2.3	71	1,593.4
平成23年※	1,148.0	12.4	35.4	-8.0	2.4	69	1,721.4

資料：大船渡測候所

※ 平成23年は、資料不足値としての公表データ

第4 人口と世帯数の推移

本市の人口は、昭和55年をピークに徐々に減少してきています。

表3 人口の推移

年次	世帯数 (世帯)	人口(人)			1世帯当り 人口(人)	人口密度 (人/km ²)	摘要
		総数	男	女			
昭和40年	10,493	48,626	23,392	25,234	4.63	150.5	第10回国勢調査
昭和50年	12,960	49,675	24,045	25,630	3.83	153.7	第12回国勢調査
昭和60年	14,070	49,041	23,940	25,101	3.48	151.7	第14回国勢調査
平成7年	14,701	46,277	22,417	23,860	3.15	143.2	第16回国勢調査
平成12年	15,017	45,160	21,611	23,549	3.01	139.7	第17回国勢調査
平成17年	15,138	43,331	20,592	22,739	2.86	134.0	第18回国勢調査
平成18年	14,748	42,812	20,308	22,504	2.90	132.4	岩手県毎月人口推計
平成19年	14,688	42,169	19,968	22,201	2.87	130.4	岩手県毎月人口推計
平成20年	14,645	41,652	19,734	21,918	2.84	128.8	岩手県毎月人口推計
平成21年	14,680	41,172	19,473	21,699	2.80	127.3	岩手県毎月人口推計
平成22年	14,819	40,737	19,412	21,325	2.75	126.0	第19回国勢調査
平成23年	14,412	39,097	18,765	20,332	2.71	120.9	岩手県毎月人口推計

資料：市商業観光課

第5 産業の動向

本市における産業は、卸売・小売業が事業所数、就業者数ともに、最も多くなっていますが、そのほかには、自然資源と流通基盤を活用した製造業や建設業が中心となっています。

表4 産業別事業及び従事者数

事業所で行っている産業 (大分類)	平成16年		平成18年		平成21年	
	事業所数	従業員数 (人)	事業所数	従業員数 (人)	事業所数	従業員数 (人)
総数	2,793	17,853	2,747	17,778	2,623	17,326
※農林漁業	20	351	25	399	-	-
農業・林業	-	-	-	-	18	202
漁業	-	-	-	-	14	301
※鉱業	5	130	4	95	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	4	104
建設業	292	2,338	279	2,214	252	1,814
製造業	224	4,080	212	4,003	199	3,400
電気・ガス・熱供給・水道業	2	43	3	42	3	45
情報通信業	13	83	9	78	12	85
※運輸業	76	1,057	71	1,007	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-	76	1,053
卸売・小売業	889	4,111	844	4,054	784	4,231
金融・保険業	52	353	53	385	49	348
※不動産業	150	220	164	257	-	-
不動産業、物品賃貸業	-	-	-	-	176	309
学術研究、専門・技術サービス	-	-	-	-	60	220
※飲食店、宿泊業	298	1,205	275	1,077	-	-
宿泊業、飲食サービス業	-	-	-	-	275	1,330
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	298	883
教育、学習支援業	80	231	78	237	66	215
医療、福祉	100	1,068	121	1,240	131	1,350
複合サービス事業	43	489	51	641	32	341
サービス業 (他に分類されないもの)	549	2,094	558	2,049	174	1,095

資料：総務省統計局「平成16年、平成18年事業所・企業統計調査報告」、「平成21年経済センサス基礎調査」

(注) ・「事業所で行っている産業」は、複数回答につき総数と一致しない。

・平成16年、平成18年の数値は、各年10月1日現在の数値。平成21年の数値は、平成21年7月1日現在の数値。

第6 土地の利用状況

本市は約70%が山林、原野で占められ、平坦地が少ないことから丘陵地等の利用が図られています。

表5 土地の利用状況

(平成24年1月1日現在 単位:k㎡)

総数	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
323.00	3.53	7.39	10.68	223.16	2.43	6.74	69.07

資料：市税務課（平成24年度概要調書）

表6 土地の利用規制の状況

区 分		面積 (ha)	構成比 (%)	区 分		面積 (ha)	構成比 (%)		
総 面 積		32,330							
都市計画区域	用途地域	第1種低層住居専用地域	151	16.4	自然公園地域	国立公園	第1種	26	1.6
		第1種中高層住居専用地域	58	6.3			第2種	232	14.0
		第2種中高層住居専用地域	43	4.7			第3種	1,401	84.4
		第1種住居地域	254	27.7		小 計	1,659	100.0	
		第2種住居地域	18	2.0		県立公園	第1種	40	1.1
		近隣商業地域	58	6.3			第2種	205	5.5
		商業地域	53	5.8	第3種		3,507	93.4	
		準工業地域	110	12.0	小 計	3,752	100.0		
		工業地域	67	7.3	計	5,411	16.7		
		工業専用地域	106	11.5					
		小 計	918	100.0					
		計	6,941	21.5					
農業振興地域	農用地	田	381	24.0					
		畑	1,172	73.8					
		樹園地	35	2.2					
		小 計	1,588	100.0					
計	6,320	19.5							

資料：市住宅公園課、市農林課、市商業観光課

表7 国・県道等の状況

路線名		気仙管内 延長(m)	市内分 延長(m)	市内舗装 延長(m)	市内分 舗装率(%)
国 道	45号	67,060.0	53,234.0	53,234.0	100.0
	107号	31,523.1	10,279.2	10,279.2	100.0
	小計	98,583.1	63,513.2	63,513.2	100.0
主 要 地方道	大船渡綾里三陸線	32,872.5	32,872.5	32,872.5	100.0
	大船渡広田陸前高田線	26,107.5	5,580.7	5,580.7	100.0
	小計	58,980.0	38,453.2	38,453.2	100.0
一般県道	上有住日頃市線	10,667.1	6,361.2	6,361.2	100.0
	唐丹日頃市線	15,436.6	15,436.6	15,436.6	100.0
	丸森権現堂線	7,098.2	7,098.2	7,098.2	100.0
	碁石海岸線	4,757.3	4,757.3	4,757.3	100.0
	崎浜港線	5,428.0	5,428.0	5,428.0	100.0
	吉浜上荒川線	10,300.4	10,300.4	10,300.4	100.0
	小計	53,687.6	49,381.7	49,381.7	100.0
合 計		211,250.7	151,348.1	151,348.1	100.0

資料：三陸国道事務所（平成24年4月1日）

沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター（平成23年4月1日）

（注）・舗装済には軽防塵舗装を含む。

・国道45号線には三陸縦貫自動車道分を含む（気仙管内20,826m、市内分19,244m）。

表8 市道の状況

年度	統計		路面別内容			
	路線数	延長(m)	未舗装		舗装済	
			延長(m)	割合(%)	延長(m)	割合(%)
21	1,364	601,010	205,069	34.1	395,941	65.9
22	1,388	605,575	200,638	33.1	404,937	66.9
23	1,398	606,030	199,099	32.9	406,931	67.1

資料：市建設課

第7 その他の統計

1 ごみ収集状況

当市のごみ収集は、当市と住田町で構成する大船渡地区環境衛生組合が行っています。

収集したごみは、中継施設の大船渡地区クリーンセンター(大船渡市猪川町字藤沢口)へ集め、処理施設の岩手沿岸南部クリーンセンター(釜石市大字平田)へ運搬し処理しています。

可燃ごみ収集量は、平成16年度まで増加し続け、平成17年度から平成22年度までは、年々減少し続けてきましたが、平成23年度は、6年ぶりに増加しました。

また、不燃ごみ収集量についても、平成14年度までは増加し続け、平成15年度から平成22年度までは、年々減少し続けてきましたが、平成23年度は、9年ぶりに増加しました。

なお、収集ごみ以外の、大船渡地区クリーンセンターに直接持ち込まれるごみは、減少傾向が続いています。

表9 ごみ収集状況

(単位：t)

市町別	平成22年度			平成23年度		
	可燃ごみ	不燃ごみ	合計	可燃ごみ	不燃ごみ	合計
合計	8,961 (216)	730	9,691	9,212 (250)	903	10,115
大船渡市	7,987 (162)	615	8,602	8,131 (195)	774	8,905
住田町	974 (54)	115	1,089	1,081 (55)	129	1,210

資料：大船渡地区環境衛生組合

(注) ()内は資源古紙の収集量

2 し尿処理状況

し尿は、当市、陸前高田市と住田町で構成する気仙広域連合が所管する気仙地区衛生センターで処理しています。し尿は業者委託により、また浄化槽汚泥は許可業者が収集し衛生センターに搬入しています。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の津波により、衛生センターが被災し、処理することができなくなったため、平成24年4月1日の施設復旧までの間は、県内内陸部のし尿処理施設や下水道施設に搬入し、処理しました。

し尿の収集量は、公共下水道*の普及等により、減少傾向となっています。浄化槽汚泥は、ほぼ横ばいとなっています。

表10 し尿処理状況

(単位 件数：件 収集量：kℓ)

市町別	平成22年度				平成23年度			
	し尿		浄化槽汚泥		し尿		浄化槽汚泥	
	件数	収集量	件数	収集量	件数	収集量	件数	収集量
合計	61,336	34,602	2,958	11,591	64,049	34,590	3,181	12,665
大船渡市	41,193	22,908	1,827	7,213	43,127	24,179	1,972	7,348
陸前高田市	16,431	9,577	926	3,559	16,774	8,086	1,012	4,534
住田町	3,712	2,117	205	819	4,148	2,325	197	783

資料：気仙広域連合衛生課

3 自動車保有状況

自動車の保有台数は、景気の動向等に左右され、増減しますが、自動車全体が減少傾向であるのに対し、乗用軽自動車が増加しており、乗用車の小型化が進行していると言えます。

表 11 自動車保有台数

(平成 24 年 3 月 31 日現在 単位：台)

総計	乗合自動車	貨物自動車	乗用車	特殊車	軽自動車(乗用)	軽自動車(貨物)	軽自動車(二輪)	軽自動車(三輪)	小型特殊車	原付自転車	二輪小型
31,983	144	2,353	12,857	843	8,129	4,680	315	0	623	1,724	315

資料：東北陸運局岩手陸運支局、市税務課

4 浄化槽設置状況

浄化槽*については、以前はし尿のみを処理する単独処理浄化槽、生活排水も併せて処理する合併処理浄化槽が設置されてきましたが、平成 13 年の浄化槽法改正により、単独処理浄化槽の新設はできなくなっています。

なお、住宅及び店舗併用住宅に浄化槽を設置する方に対しては、補助金を交付し、浄化槽のより一層の普及推進を図っています。

表 12 浄化槽設置状況

(単位：基)

構造 年度	単独処理				合併処理						計
	腐敗型	ばっき型	接 触 ばっき型	小計	腐敗型	ばっき型	回 転 板型	接 触 ばっき型	散 水 ろ床型	小計	
平成22年度	96	122	146	364	0	9	0	2,463	3	2,475	2,839
平成23年度	93	114	139	346	0	8	0	2,675	3	2,686	3,032

規模 年度	~20人	21人 ~ 50人	51人 ~ 100人	101人 ~ 200人	201人 ~ 300人	301人 ~ 500人	501人 ~ 1,000人	1,001人 ~ 3,000人	計
	平成22年度	2,469	221	75	46	15	11	1	1
平成23年度	2,548	332	72	52	16	10	1	1	3,032

資料：沿岸広域振興局保健福祉環境部大船渡保健福祉環境センター

5 都市公園

都市公園は、市民の憩いの場やレクリエーションの場として、市街地における良好な生活環境を提供するとともに、緑地広場や植樹帯等を保有し、環境保全機能や緑の景観形成にも資する施設として、昭和54年3月に策定した大船渡市「緑のマスタープラン」や平成14年3月に策定した大船渡市「緑の基本計画」の推進を図るための重要な施設として位置付けられています。

表13 都市公園設置状況

(平成24年3月31日現在)

区分	面積 (ha)	開設年月日	区分	面積 (ha)	開設年月日
合計	25.41				
計	7.25		20. 長崎公園	0.38	S47.3.31
1. 吉野森公園	0.19	S47.4.1	21. 佐野公園	0.26	S50.3.31
2. 佐倉里公園	0.15	S47.4.1	22. 大田公園	0.18	S50.10.30
3. 舘下公園	0.17	S48.4.1	23. 大田南公園	0.10	S53.12.25
4. 御山下公園	0.17	S49.3.31	24. 上手公園	0.13	S50.11.30
5. 地ノ森公園	0.16	S44.10.7	25. 轆轤石公園	0.07	S63.4.1
6. 明神前公園	0.23	S31.10.15	26. 石橋前公園	0.25	S63.9.1
7. 笹崎公園	0.17	S35.4.1	27. 東町公園	0.30	H3.3.25
8. 南笹崎公園	0.24	S44.10.6	28. みどり町公園	0.36	H5.3.23
9. 永沢公園	0.14	S45.12.26	29. 諏訪前公園	0.34	H10.4.1
10. 上平公園	0.30	S53.4.1	30. 中井沢公園	0.10	H10.4.1
11. 下平公園	0.28	S44.11.1	計	4.17	
12. 宮ノ前公園	0.18	S45.11.6	1. 天神山公園	2.68	S39.3.25
13. 富沢公園	0.17	S42.3.30	2. 赤沢公園	0.42	S45.10.21
14. 台公園	0.17	S42.3.30	3. 下船渡公園	1.07	S55.3.31
15. 加茂公園	0.59	S31.10.15	計	13.99	
16. 下権現堂公園	0.21	S53.12.25	1. 盛川河川敷公園	12.90	S58.4.1
17. 前田公園	0.23	S49.3.11	2. 石橋前緑地広場	0.02	S63.12.1
18. 猪川公園	0.20	S53.4.1	3. 鬼越ふれあい公園	1.07	H8.3.29
19. 赤崎公園	0.83	S43.12.25			

資料：市住宅公園課

第2章 大船渡市における環境公害防止体制

第1 環境公害行政の経緯

- 1 昭和30年代の急激な産業経済の発展に伴い、公害*問題が複雑化したことにより、国は昭和42年に公害対策基本法、昭和47年に自然環境保全法を制定しました。

本市においては、公害問題が表面化したのは昭和30年代後半～昭和40年代にかけてであり、工場からの粉じん*による家屋・農作物の被害や水産加工場からの排水による水産資源の被害などが発生しました。

市ではこうした事態を踏まえ、公害対策審議会の設置（昭和46年）、公害防止協定（現：環境の保全に関する協定）の締結促進（昭和46年～）、公害防止施設の整備促進に係る利子補給制度の実施（昭和47年～平成16年）などにより、公害対策に取り組んできました。さらに、合併浄化槽設置整備事業補助金交付制度（平成元年度～、現：浄化槽設置整備事業補助金交付制度）、生活雑排水対策実践活動モデル事業の実施（昭和61年度～昭和63年度、平成元年度～平成12年度：快適なまちづくり実践活動推進事業、平成13年度～現：エコライフ推進事業）、公共下水道事業の着手（平成3年）などにより、公共用水域*の汚濁防止及びごみの減量化・適正処理の推進を図るとともに、県が策定（平成2年度）した「大船渡湾水質管理計画」に基づき、湾浄化を推進してきました。

その後、環境問題は、社会経済活動の拡大に加え、生活雑排水*による水質汚濁*やごみの増大などの影響により、多種多様な問題が生じてきたことから、国では、環境基本法を制定（平成5年11月）し、それに伴い本市においても、大船渡市公害防止対策審議会条例を廃止し、平成6年11月に大船渡市環境審議会条例を制定するなど、複雑化する環境問題に対応してきました。

- 2 平成2年に策定された「大船渡湾水質管理計画」は、湾をめぐる環境が大きく変化したことから見直しされることになり、市と県は平成12年11月、新たに「大船渡湾水環境保全計画」を策定しました。この計画は、市民及び行政が連携、協力し、良好な大船渡湾の水環境を将来の世代に継承することを基本目標とした、平成13年度を初年度とする10ヵ年計画です。

また、「大船渡湾水環境保全計画」の目標達成のための具体的な行動に結びつける仕組み等を構築するため、平成16年7月に「大船渡湾水環境保全計画アクションプラン（実行計画）」を策定しました。このアクションプランは、向こう5ヵ年を期間とし、①保全計画の重点施策、②仮説の検証、③市民・事業者が一体となった取り組み、の3つの柱で成り立っており、取り組み状況について毎年度検証しながら進めることとしています。

- 3 平成3年度から着手している公共下水道事業は、順調に進捗し、平成19年3月には666.2haまで事業認可区域が拡張されています。

また、漁業集落排水施設整備事業は、平成22年度から崎浜地区の施設整備に着手していま

す。

- 4 周りをすべて海に囲まれ、魚介類の消費の多い我が国にとって、海洋汚染は極めて深刻な問題です。

近年、内湾など閉鎖性水域*における水質汚濁の改善が進まず、全国的にも問題となっていますが、平成5年の水質汚濁防止法の一部改正に基づき、海域の窒素、リンに係る環境基準*の類型指定が行われることになり、大船渡湾についても平成8年4月に海域Ⅱ類型の指定を受けました。

これにより、大船渡湾については、現在COD*をはじめとする生活環境項目の全項目について環境基準があてはめられています。

- 5 平成8年度には、国と県が計画する大船渡港港湾計画と平行して、マリンリフター（空気揚水筒）で水質浄化を図る海域環境創造事業が始まり、10基が設置されました。（平成23年3月11日の東日本大震災の津波により流失）

また、平成9年9月には、大船渡港港湾計画が、漁業関係者の同意を得て本格的に事業着手されました。

- 6 盛川流域の洪水調節と正常な流水機能の維持、水道水の確保等を目的として、昭和53年の予備調査以来整備事業が進められ、平成10年度より本体工事に着手していた鷹生ダム（規模：堤高77m、堤頂長309m、堤体積30万9千 m^3 ）は、平成18年10月に竣工しました。

また、ダム周辺に温泉が湧出し、施設建設計画が進められていた五葉温泉も、温泉排水が鷹生川に与える影響を調査した後、漁業関係者や地域住民と環境の保全に関する協定を締結し、平成12年4月に営業を開始しました。

- 7 ダイオキシン類*の主な発生源はごみ焼却によるものでしたが、昭和58年11月に都市ごみ焼却炉の灰からダイオキシン類を検出したと新聞紙上で報じられたことが契機となって、ダイオキシン問題に大きな関心が向けられるようになりました。

廃棄物処理におけるダイオキシン問題については、早期から検討が行われており、平成9年1月に厚生省が取りまとめた「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」（新ガイドライン）に沿って対策がとられています。

県は、ごみ処理に伴うダイオキシン類の発生の抑制や最終処分場の確保等適正なごみ処理を推進するため、県内を6ブロックに分けて推進する「岩手県ごみ処理広域化計画」を平成11年3月に策定しました。

本市の属する沿岸南部ブロックでは、平成18年度に陸前高田市、住田町、釜石市、大槌町とともに「岩手沿岸南部広域環境組合」が設立され、平成23年4月から、岩手沿岸南部クリーンセンターの竣工により、広域ごみ処理が開始されました。

本市と住田町で構成する大船渡地区環境衛生組合の大船渡地区クリーンセンターは、ダイ

オキシソール類対策と施設の老朽化により、平成12年3月にごみ焼却施設は廃止され、処理先へ運搬するための積込中継施設として稼動しています。処理先は、平成12年4月から平成23年3月までは釜石市清掃工場、平成23年4月からは、岩手沿岸南部クリーンセンターとなっています。

- 8 地球温暖化*をはじめとする地球環境問題*の解決のためには、一人ひとりの取り組みが重要であることから、環境にやさしい暮らし（エコライフ）を地域全体で実践する県のモデル事業が、平成12年11月に立根町の上手地域で実施されました。

これは、各家庭で電気、ガス、水道等の消費を抑える行動を40日間実施した後、二酸化炭素*削減量を分析、公表するもので、各家庭での実践を通じてエコライフの定着を図ることを目的としており、平成13年度からは本市において「エコライフ推進事業」として、従来実施してきた快適なまちづくり実践活動推進事業を発展させた形により、市内全地域での実施を目指し、取り組んでいます。

- 9 市民の環境に対する意識が急速に高まりつつある中、環境保全に向けた行政の協働が求められています。そのため、本市においても、平成13年度から施行している「環境基本条例」や平成14年度に策定した「環境基本計画」で、方針や目的、目標、体制などを明確にし、環境施策を推進しています。

- 10 限りある資源を有効に活用するため、廃棄物の再利用・再資源化を推進する「循環型社会」実現への取り組みが、重要となってきています。そのため、市内にモデル地区を指定し、当該地区の家庭から排出される燃えるごみの中のプラスチック類などを分別・収集し、これらを再資源化する試験的な取り組みを、一般廃棄物試験分別収集事業として、平成21年10月から赤崎町の一部地域（中井一区、中井二区、沢田、佐野、宿、後ノ入、大洞、生形、山口、大立、永浜）で実施しました。

さらに、平成22年10月からは、モデル地区を赤崎町全域、猪川町の一部地域（上富岡、下富岡、長谷堂、長谷堂団地、上中井、下中井）、立根町全域に拡大し、実施しています。

平成23年3月11日の東日本大震災の津波で、再資源化する工場である太平洋セメント株式会社大船渡工場が被災したため中断しましたが、施設の復旧等、実施できる状況が整ったことから、平成23年11月に再開しています。

- 11 平成23年3月11日に東日本大震災*が発生し、甚大な被害を受けました。市内には、大量の災害廃棄物が発生するとともに、大船渡湾湾口防波堤の倒壊、湾内に設置していたマリナーリフターの流失、公共下水道施設、漁業集落排水処理施設やし尿処理施設の浸水など、本市の環境に関連する施設も、多大な被害を受けました。こうしたことから、施設の復旧を急ぐとともに岩手県災害廃棄物処理実行計画に基づき、県内外の自治体や関係機関などと連携しながら、適正かつ速やかな処理を推進しています。

表 14 環境公害行政のあゆみとできごと

年 月 日	記 事
昭和	
29. 4	○清掃法公布
31. 4	○都市公園法公布
33. 4	○下水道法公布
38. 3	○大船渡市公害防止対策委員会設置
40. 10	○塵芥処理場完成
40. 11	○し尿処理場完成
42. 7. 2	○大船渡湾口防波堤完成
42. 8	○公害対策基本法公布
43. 6	○大気汚染防止法公布 ○騒音規制法公布
44. 10. 17	○大船渡市公害防止対策事務処理規程施行
45. 6. 1	○総務課に公害係設置
45.	○大船渡湾養殖貝類異常へい死原因調査（岩手県）
45. 12	○水質汚濁防止法公布 ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律公布
46. 4	○永浜水面貯木場完成
46. 6. 1	○悪臭防止法公布 ○公害行政担当課として新たに公害交通課設置
46. 12. 1	○大船渡市公害対策審議会条例公布
47. 4. 18	○公害対策基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準が、盛川は河川A類型、大船渡湾は海域A類型に指定される
47. 6. 16	○公害防止資金利子補給規則公布
47. 10	○自然環境保全法公布
48. 3. 30	○岩手県公害防止条例により、騒音規制地域の指定告示なる
48.	○大船渡湾富栄養対策調査
49. 3. 18	○悪臭防止法により、悪臭規制地域の指定告示なる
49.	○大船渡湾内養殖漁業場環境改善対策調査（水産庁） ○環境大気常時監視測定開始（岩手県）
50. 8. 1	○機構改革により課名が環境課となる
50.	○公害対策基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準が、吉浜川は河川A A類型、綾里湾、越喜来湾及び吉浜湾は海域A類型に指定される ○岩手県における腸チフスの疫学的研究（岩手県）
51.	○大船渡湾における堆積物の調査（岩手県）
51. 6	○振動規制法公布
52.	○大船渡湾における生活排水の影響調査（岩手県）
54. 3. 16	○振動規制法により、振動規制地域の指定告示なる
54. 6	○エネルギーの使用の合理化に関する法律公布
54. 10. 29	○大船渡湾水質・環境リモートセンシング（岩手大）
54.	○大船渡湾麻ひ性貝毒化機構究明調査（岩手県）
55. 1	○野々田地区港湾整備事業開始
55. 4	○機構改革により課名が生活環境課となる
55. 6	○漁場改良復旧基礎調査（水産庁）
55. 7. 3	○大船渡市雑排水簡易浄化槽設置指導要綱制定

年 月 日	記 事
昭和	
55. 11	○小野田セメント大煙突完成
56. 8～57. 3	○大気環境調査「石灰利用施設周辺地域」（環境庁）
57. 8～58. 2	○大気環境調査「貯炭場周辺地域」（環境庁）
58. 5	○浄化槽法公布
58. 7. 4～8. 28	○大気常時測定局再起置検討調査（岩手県）
59. 12	○スパイクタイヤによる道路粉じん調査開始
60. 4	○機構改革により課名が保健環境課となる
	○三陸町根白（吉浜）地区漁業集落排水処理施設事業着手
60. 8	○新し尿処理場整備事業開始
61. 8. 1～9. 30	○旭町地区生活排水対策実践活動モデル事業実施（岩手県指定）
62. 6	○大船渡湾水質管理計画策定開始（岩手県）
62. 8. 1～9. 30	○須崎川流域生活排水対策実践活動モデル事業実施（市指定）
62. 9	○新し尿処理場完成（気仙地区衛生センター）
63. 5	○特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律公布
63. 8. 1～9. 30	○北・南笹崎地区生活排水対策実践活動モデル事業実施（市指定）
平成	
元. 4	○三陸町根白（吉浜）地区漁業集落排水処理施設供用開始
元. 9. 26	○大船渡市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱告示
元. 11. 1～2. 3. 31	○快適なまちづくり実践活動推進事業実施（吉野町、長安寺、小細浦）
2. 3	○大船渡湾水質管理計画策定（岩手県）
2. 5. 28	○大船渡市環境保全連絡協議会設立
2. 6	○スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律公布
2. 6～9	○水生生物*観察事業の拡充実施
2. 7. 1	○大船渡湾水質管理計画推進本部設置
2. 9. 1～12. 31	○快適なまちづくり実践活動推進事業実施（上手、長谷堂、佐野、平、富沢2区）
3. 1. 17	○スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律第5条第1項の指定地域に指定
3. 1. 22	○大船渡湾水質管理計画推進協議会設置
3. 4. 1	○指定地域内で原則としてスパイクタイヤの使用が禁止となる
3. 4	○再生資源の利用の促進に関する法律公布
3. 7. 1	○快適なまちづくり実践活動推進事業実施（峯岸、上富岡、関谷、田谷、永沢、上木町、生形）
3. 7. 11	○大船渡市公共下水道事業認可
3. 11. 20	○大船渡市快適環境づくり市民集会開催
4. 6	○絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律公布
4. 7. 1	○快適なまちづくり実践活動推進事業実施（木町、下船渡、内田、赤崎町中井、下久名畑、町場、鷹生）
4. 10	○岩手の景観保全と創造に関する条例公布
5. 3. 30	○大船渡港清掃船「さんご丸」完成、進水（岩手県）
5. 4. 1	○清掃船「さんご丸」大船渡港に配備
5. 6. 3	○須崎川清流化対策推進協議会設立
5. 8. 1	○大船渡市快適な環境づくり市民集会開催（水辺の集い）
5. 9. 1～12. 31	○快適なまちづくり実践活動推進事業実施（本町、中央通、神坂、沢田、上久名畑、大畑野、日頃市町宿）

年 月 日	記 事
平成	
5. 11	○環境基本法公布
6. 6	○大船渡湾に係る窒素、燐の環境基準類型指定のための調査事業開始
6. 7. 31	○大船渡市快適な環境づくり市民集会開催（水辺の集い）
6. 9. 1～12. 31	○快適なまちづくり実践活動推進事業実施（愛宕町、宮ノ前、船河原、赤崎町宿、猪川町大野、平田、平山）
6. 10. 1	○大船渡市公共下水道事業一部供用開始（大船渡町富沢、地ノ森） ○大船渡市環境審議会条例制定
6. 12. 1	○岩手県沿岸流出油災害対策協議会設立（釜石海上保安部）
6. 12. 21	○大船渡港港湾計画調査（土質調査及び環境調査）開始（運輸省）
7. 1. 15	○細浦地区漁港環境整備事業開始（細浦漁港・水産庁）
7. 3. 31	○悪臭防止法及び同法施行規則の一部改正に伴う規制地域並びに規制基準*告示なる（岩手県）
7. 6	○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律公布
7. 7. 31	○大船渡市快適な環境づくり市民集会開催（水辺の集い）
7. 9. 1～12. 31	○快適なまちづくり実践活動推進事業実施（八幡町、浜町、細浦、後ノ入、上中井、和村、坂本沢）
8. 3. 22	○海域環境創造事業による大船渡湾へのマリニリフター設置が決定（運輸省）
8. 4. 13	○大船渡湾の窒素及び燐に係る環境基準の類型指定告示なる（岩手県）
8. 9. 1～12. 31	○快適なまちづくり実践活動推進事業実施（桜場、須崎、平、蛸ノ浦、下中井、川原、川内）
8. 9. 30	○大船渡市快適環境づくり市民集会開催
9. 3. 27	○蛸ノ浦地区漁業集落環境整備事業基本計画承認
9. 4	○新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法公布
9. 4. 17	○大船渡港港湾整備に伴う漁業補償契約締結
9. 6	○環境影響評価法公布
9. 7. 31	○大船渡市環境保全推進協議会設立
9. 9. 1～12. 31	○快適なまちづくり実践活動推進事業実施（田茂山二区、上山、末崎町中野、大洞、前田、下欠、田代屋敷・長岩）
9. 9. 27	○大船渡港多目的国際ターミナル着工
9. 11. 6	○大船渡市公共下水道事業整備区域拡張認可（98ha⇒203ha）
10. 3	○岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例施行
10. 4	○小石浜地区漁業集落排水処理施設事業着手
10. 6	○特定家庭用機器再商品化法公布
10. 7. 1	○騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法の規定による地域指定の一部改正
10. 7	○岩手県環境影響評価条例公布
10. 9. 1～12. 31	○快適なまちづくり実践活動推進事業実施（田茂山一区、南町、小田、山口、下権現堂、菅生、石橋）
10. 10. 1	○蛸ノ浦地区漁業集落環境整備事業着工
10. 10	○地球温暖化対策の推進に関する法律公布
10. 10. 12	○鷹生ダム本体工事着工
10.	○越喜来湾に窒素及び燐に係る環境基準（海域Ⅱ類型）指定告示なる（岩手県）
11. 7	○ダイオキシン類特別措置法公布
11. 9. 1～12. 31	○快適なまちづくり実践活動推進事業実施（御山下、茶屋前、梅神、永浜、下富岡、久保、板用）
12. 4. 1	○釜石市と廃棄物共同処理事業開始

年 月 日	記 事
平成	
12. 5	○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律公布 ○国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律公布
12. 6	○循環型社会形成推進基本法公布 ○食品循環資源の再利用等に関する法律公布 ○資源の有効な利用の促進に関する法律公布
12. 7. 19	○大船渡地区クリーンセンター（一般廃棄物積込中継施設）竣工
12. 9. 1～12. 31	○快適なまちづくり実践活動推進事業実施（盛雇用住宅、台町、小河原、清水、新道、上手、甲子）
12. 11	○大船渡湾水環境保全計画策定
12. 11. 1～12. 10	○エコ・ライフ推進モデル事業実施（上手地域）（岩手県指定）
12. 11. 10～11. 12	○大船渡湾浄化フェア 2000 開催（サン・リアショッピングセンター）
12. 11. 20	○ “ ” （大船渡商工会議所）
12. 12. 28	○大船渡市環境施策推進会議設置
13. 2. 26	○大船渡市地球温暖化対策推進実行計画策定
13. 4. 1	○大船渡市環境基本条例施行
13. 4	○砂子浜・千歳地区漁業集落排水処理施設事業着手
13. 10～14. 2	○エコライフ推進事業実施（上木町、地ノ森一区、末崎町中井、佐野、長谷堂団地、平田、小通）
13. 10. 27～10. 28	○大船渡湾浄化フォーラム開催（大船渡市民体育館：環境コーナー）
13. 11. 2	○大船渡港内で油流出事故発生
13. 11. 15	○大船渡市と旧三陸町が合併し新生大船渡市誕生、三陸支所市民生活課が三陸町地区の環境行政担当課となる
13. 12	○県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（略称：生活環境保全条例）公布（岩手県）
14. 2. 21	○大船渡湾浄化フォーラム開催（大船渡商工会議所：環境懇談会）
14. 5. 29	○大船渡市公共下水道事業整備区域拡張認可（203ha⇒397.9ha）
14. 5	○土壌汚染対策法公布
14. 7	○使用済自動車の再資源化等に関する法律公布
14. 10～15. 2	○エコライフ推進事業実施（旭町、富沢一区、西館、生形、長谷堂、田谷、大森、小石浜、甫嶺、後山）
14. 10. 26～10. 27	○大船渡湾浄化フォーラム開催（大船渡市民体育館：環境コーナー）
14. 12	○循環型社会の形成に関する条例公布（岩手県）
15. 2. 28	○大船渡湾浄化フォーラム開催（カメラホール：環境懇談会）
15. 3	○新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例公布（岩手県） ○県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例公布（岩手県） ○岩手県産業廃棄物税条例公布
15. 3. 7	○大船渡市環境基本計画策定
15. 4	○小石浜地区漁業集落排水処理施設供用開始
15. 10～16. 2	○エコライフ推進事業実施（吉野町、地ノ森二区、門之浜、赤崎町中井、下久名畑、町場、長安寺、砂子浜、泊（越喜来）、大野（吉浜））
15. 10	○岩手県ふるさと森と川と海の保全及び創造に関する条例公布
15. 10. 25～10. 26	○大船渡湾浄化フォーラム開催（大船渡市民体育館：環境コーナー）
16. 2. 27	○ “ ” （シーパル大船渡：環境懇談会）
16. 4	○機構改革により三陸町地区の環境行政担当課が三陸支所総務課となる

年 月 日	記 事
平成	
16. 7	○大船渡湾水環境保全計画アクションプラン策定
16. 10～17. 2	○エコライフ推進事業実施（木町、赤沢、小細浦、長崎、上久名畑、大畑野、平山、野形、浦浜東、扇洞）
16. 10. 23～10. 24	○大船渡湾浄化フォーラム開催（大船渡市民体育館：環境コーナー）
17. 1	○大船渡湾水環境の保全に関する標語コンクール実施（応募作品 715 点）
17. 2. 28	○大船渡湾浄化フォーラム開催（カメラホール：環境セミナー）
17. 4. 1	○蛸ノ浦地区（一部）・砂子浜地区漁業集落排水処理施設供用開始
17. 10～18. 2	○エコライフ推進事業実施（本町、明土、泊里、沢田、上富岡、和村、関谷、小路、下通）
17. 10. 16	○大船渡湾浄化フォーラム開催（シーパル大船渡：環境セミナー）
17. 10. 22～10. 23	○〃〃（大船渡市民体育館：環境コーナー）
18. 2. 26	○環境活動発表会開催（カメラホール）
18. 4	○環境大気常時監視測定局見直しに伴い、茶屋前局での二酸化硫黄*、浮遊粒子状物質*の測定が中止され、二酸化窒素*のみの測定となる（岩手県）
18. 5	○第2次大船渡市地球温暖化対策推進実行計画策定
18. 10～19. 2	○エコライフ推進事業実施（愛宕町、地ノ森一区、碁石、赤崎町宿、猪川町大野、上手、日頃市町宿、石浜、崎浜、根白）
18. 10. 21～10. 22	○大船渡湾浄化フォーラム開催（大船渡市民体育館：環境コーナー）
18. 11. 12	○〃〃（大船渡商工会議所：環境フォーラム 2006）
19. 3. 30	○大船渡市公共下水道事業整備区域拡張認可（397.9ha⇒666.2ha）
19. 10～20. 2	○エコライフ推進事業実施（八幡町、浜町、三十刈、合足、上中井、下欠、川内、田浜、仲区、千歳）
19. 10. 20～10. 21	○大船渡湾浄化フォーラム開催（大船渡市民体育館：環境コーナー）
19. 10. 26	○環境報告会開催（太平洋セメント(株)大船渡工場）
20. 7. 24	○海のシンポジウム開催（大船渡プラザホテル：海フェスタ）
20. 7. 25	○大船渡港流出油災害対策訓練（野々田埠頭：海フェスタ）
20. 8. 19～10. 26	○大船渡市マイバック推進キャンペーン実施
20. 10～21. 2	○エコライフ推進事業実施（桜場、須崎、山根、後ノ入、下権現堂、川原、鷹生、港、西区、中通）
20. 10. 25～10. 26	○大船渡湾浄化フォーラム開催（大船渡市民体育館：環境コーナー）
20. 10. 28	○環境報告会開催（太平洋セメント(株)大船渡工場）
21. 1. 31	○けせん環境フォーラム開催（リアスホール）
21. 10	○一般廃棄物試験分別収集事業開始（赤崎町内（蛸ノ浦地区除く））
21. 10～22. 2	○エコライフ推進事業実施（田茂山一区、田中、船河原、大洞、上久名畑、久保、坂本沢、岩崎、浦浜南、上通）
21. 10. 23～11. 20	○大船渡市マイバック推進キャンペーン実施
21. 10. 24～10. 25	○大船渡市産業まつりに環境コーナーを出展（大船渡市民体育館）
21. 10. 27	○環境報告会開催（太平洋セメント(株)大船渡工場）
21. 11. 14	○けせん環境フォーラム開催（リアスホール）
22. 4	○崎浜地区漁業集落環境整備事業着手
22. 10	○一般廃棄物試験分別収集事業実施地区拡大（赤崎町、猪川町の一部（下富岡、上富岡、長谷堂、長谷堂団地、上中井、下中井）、立根町）
22. 10～23. 3	○エコライフ推進事業実施（田茂山二区、明神前、峯岸、清水、新道、菅生、板用、宮野（西、東）、上甫嶺、増館）
22. 10. 1～10. 30	○大船渡市マイバック推進キャンペーン実施

年 月 日	記 事
平成	
22. 10. 23～10. 24	○大船渡市産業まつりに環境コーナーを出展（大船渡市民体育館）
22. 10. 28	○環境報告会開催（太平洋セメント㈱大船渡工場）
23. 1. 29	○けせん環境フォーラム開催（住田町農林会館）
23. 3. 11	○東日本大震災
	○一般廃棄物試験分別収集事業中断
23. 3	○岩手沿岸南部クリーンセンター操業竣工
23. 4. 11	○岩手沿岸南部クリーンセンター操業開始
23. 11. 1	○一般廃棄物試験分別収集事業再開
24. 3	○環境大気常時監視測定局が、茶屋前局から猪川町局に変更（岩手県）
	※茶屋前局は、東日本大震災の津波により被災し、測定不能の状態であった。
24. 4. 1	○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法が改正され、地域の指定等の事務が岩手県から一般市（当市を含む。）に委譲となる。
	○機構改革により三陸町地区の環境行政担当課が総務部三陸支所となる。
24. 10. 1	○一般廃棄物試験分別収集事業実施地区拡大（盛町、赤崎町、猪川町、立根町、日頃市町）
24. 10～25. 3	○エコライフ推進事業実施（御山下、下船渡、中野、佐野、前田、平田、田代屋敷、野々前、白浜、大野）

表 15 公害防止協定・環境保全協定等締結状況

No.	締結企業	締結団体	形式	締結年月日	備考
1	(株) 甘竹プロイラー (現 (株) アマタケ)	大船渡市	協定	S46. 5. 17	
2	(株) 甘竹プロイラー (現 (株) アマタケ)	大船渡市	協定	S46. 5. 19	立会人 日頃市町石橋衛生組合
3	大船渡湾冷凍水産物加工業協同組合	三漁協 (現 大船渡市漁業協同組合)	協定	S46. 8. 12	立会人 大船渡市
4	(株) 甘竹プロイラー (現 (株) アマタケ)	大船渡市	協定	S47. 2. 21	立会人 市衛生組合連合会 赤崎町後ノ入公民館
5	(株) 甘竹プロイラー (現 (株) アマタケ)	大船渡市	協定	S47. 3. 22	立会人 鷹生公民館
6	(株) ナック (現 (株) アマタケ)	大船渡市	協定	S47. 4. 17	立会人 立根町衛生組合連合会 立根地区公民館
7	日産農林工業(株)大船渡工場 (現 北日本プライウッド(株))	大船渡市	協定	S47. 8. 3	
8	佐々木 隆	大船渡市	協定	S51. 11. 24	立会人 石橋公民館
9	鬼丸採石所	大船渡市	協定	S54. 5. 2	立会人 坂本沢公害防止対策委員会
10	岩手資源開発(株)	大野地域公民館	協定	S55. 12. 5	立会人 大船渡市
11	(株) 甘竹 ナック (現 (株) アマタケ)	大船渡市	協定	S61. 5. 30	立会人 立根地区公民館
12	(株) 三共冷凍 (現 (株) 尾坪商店)	大船渡市	協定	H元. 9. 18	立会人 盛川漁業協同組合
13	大船渡タイハイフード(株)大船渡工場 (現 タイハイ(株)フード事業部大船渡工場)	大船渡市	協定	H元. 10. 9	立会人 赤崎町清水地域契約会 赤崎漁業協同組合
14	(株) アマタケ	大船渡市	協定	H2. 3. 30	立会人 盛川漁業協同組合
15	(株) 北日本商工	末崎漁協	協定	H2. 5. 10	立会人 大船渡市
16	岩手缶詰(株)細浦冷凍食品工場	大船渡市	協定	H3. 8. 12	立会人 末崎漁業協同組合
17	(株) 三栄工業所	大船渡市 日頃市地区公民館 宿地域公民館	協定	H4. 12. 28	
18	大船渡アスコン	大船渡市 大畑野地域公民館	協定	H5. 7. 9	
19	(株) 弥 栄	大船渡市 船河原地域公民館	協定	H5. 7. 9	
20	坂井マリン(株)	大船渡市 後ノ入地域公民館	協定	H5. 10. 13	
21	(株) 佐賀組	大船渡市 大畑野地域公民館	協定	H8. 3. 14	
22	(株) 三栄工業所	大船渡市	協定	H8. 9. 17	
23	大船渡地区環境衛生組合 大船渡市	大船渡地区ゴミ焼却施設対策協議会	覚書	H10. 8. 31	
24	五葉温泉(株) (現 五葉地域振興(株))	日頃市地区公民館 盛川漁業協同組合 三漁協連絡協議会 (現 大船渡市水産振興連絡会)	協定	H11. 3. 2	立会人 大船渡市
25	五葉地域振興(株)	日頃市地区公民館 盛川漁業協同組合 三漁協連絡協議会 (現 大船渡市水産振興連絡会)	覚書	H12. 3. 13	立会人 大船渡市
26	太平洋セメント(株)大船渡工場	大船渡市	協定	H15. 4. 17	立会人 赤崎地区振興協議会

第1部 第2章 大船渡市における環境公害防止体制

No.	締結企業	締結団体	形式	締結年月日	備考
27	中村建設(株)	大船渡市	協定	H16.9.27	立会人 越喜来小峠地区 越喜来浦浜西区 越喜来泊区 越喜来漁業協同組合
28	龍振鋳業(株)	大船渡市	協定	H16.12.21	
29	鎌田水産(株)	大船渡市	協定	H17.2.28	立会人 大船渡市漁業協同組合
30	佐々木モータース	大船渡市	協定	H17.3.15	
31	(有)アトラス (現(株)アトラス)	大船渡市 大畑野地域公民館	協定	H17.6.29	
32	(株)岩手環境保全	大船渡市	協定	H18.2.28	立会人 立根地区公民館 日頃市地区公民館 盛川漁業協同組合
33	(有) C S	日頃市地区公民館 宿地域公民館 関谷地域公民館	協定	H18.8.31	立会人 大船渡市
34	理研食品(株)	末崎地区公民館 峰岸地域公民館 大船渡市漁業協同組合	協定	H18.12.8	立会人 大船渡市
35	(有) コウ (現(株)コウ)	盛地区公民館 田茂山二区地域公民館 盛川漁業協同組合	協定	H19.10.22	立会人 大船渡市
36	(株)大船渡資源	盛地区公民館 八幡町地域公民館 盛川漁業協同組合	協定	H20.7.28	立会人 大船渡市
37	(株)大船渡資源	大船渡地区公民館 地ノ森一区地域公民館 盛川漁業協同組合	協定	H21.12.7	立会人 大船渡市
38	(株)岩手環境保全	大船渡市 盛川漁業協同組合 立根地区公民館 和村地域公民館 日頃市地区公民館 小通地域公民館	協定	H22.3.18	
39	(株)阿部長商店	大船渡地区公民館 中央通町内会 台町地域公民館	協定	H22.9.1	立会人 大船渡市
40	(株)大船渡産業	日頃市地区公民館	協定	H24.3.22	立会人 大船渡市
41	(株)アマタケ	大船渡地区公民館 地ノ森一区地域公民館 地ノ森二区地域公民館	協定	H24.10.1	立会人 大船渡市

表 16 浄化槽設置状況調（補助金交付基数）

【三陸町を除く地区】

（単位：基）

年度	区分	盛	大船渡	末崎	赤崎	猪川	立根	日頃市	合計
H元 ～ 13	新築	81	151	68	98	115	143	32	688
	増改築	27	55	80	52	58	40	34	346
	年計	108	206	148	150	173	183	66	1,034
14	新築	—	2	5	5	11	5	8	36
	増改築	—	3	22	7	12	7	9	60
	年計	—	5	27	12	23	12	17	96
15	新築	—	3	6	2	12	9	5	37
	増改築	—	7	19	7	15	4	7	59
	年計	—	10	25	9	27	13	12	96
16	新築	—	4	9	11	18	10	7	59
	増改築	—	0	21	6	6	1	9	43
	年計	—	4	30	17	24	11	16	102
17	新築	—	2	8	4	8	12	3	37
	増改築	—	0	19	7	2	4	11	43
	年計	—	2	27	11	10	16	14	80
18	新築	—	5	11	3	19	14	5	57
	増改築	—	1	6	8	6	2	7	30
	年計	—	6	17	11	25	16	12	87
19	新築	—	2	10	2	6	6	2	28
	増改築	—	1	13	4	2	4	3	27
	年計	—	3	23	6	8	10	5	55
20	新築	—	0	7	1	11	10	1	30
	増改築	—	0	13	2	7	2	3	27
	年計	—	0	20	3	18	12	4	57
21	新築	—	0	7	1	13	7	1	29
	増改築	—	0	8	0	3	1	7	19
	年計	—	0	15	1	16	8	8	48
22	新築	—	0	4	1	8	10	2	25
	増改築	—	0	10	1	1	1	3	16
	年計	—	0	14	2	9	11	5	41
23	新築	—	5	5	7	12	16	3	48
	増改築	—	4	9	1	3	1	5	23
	年計	—	9	14	8	15	17	8	71
合計		108	245	360	230	348	309	167	1,767

【三陸町地区】

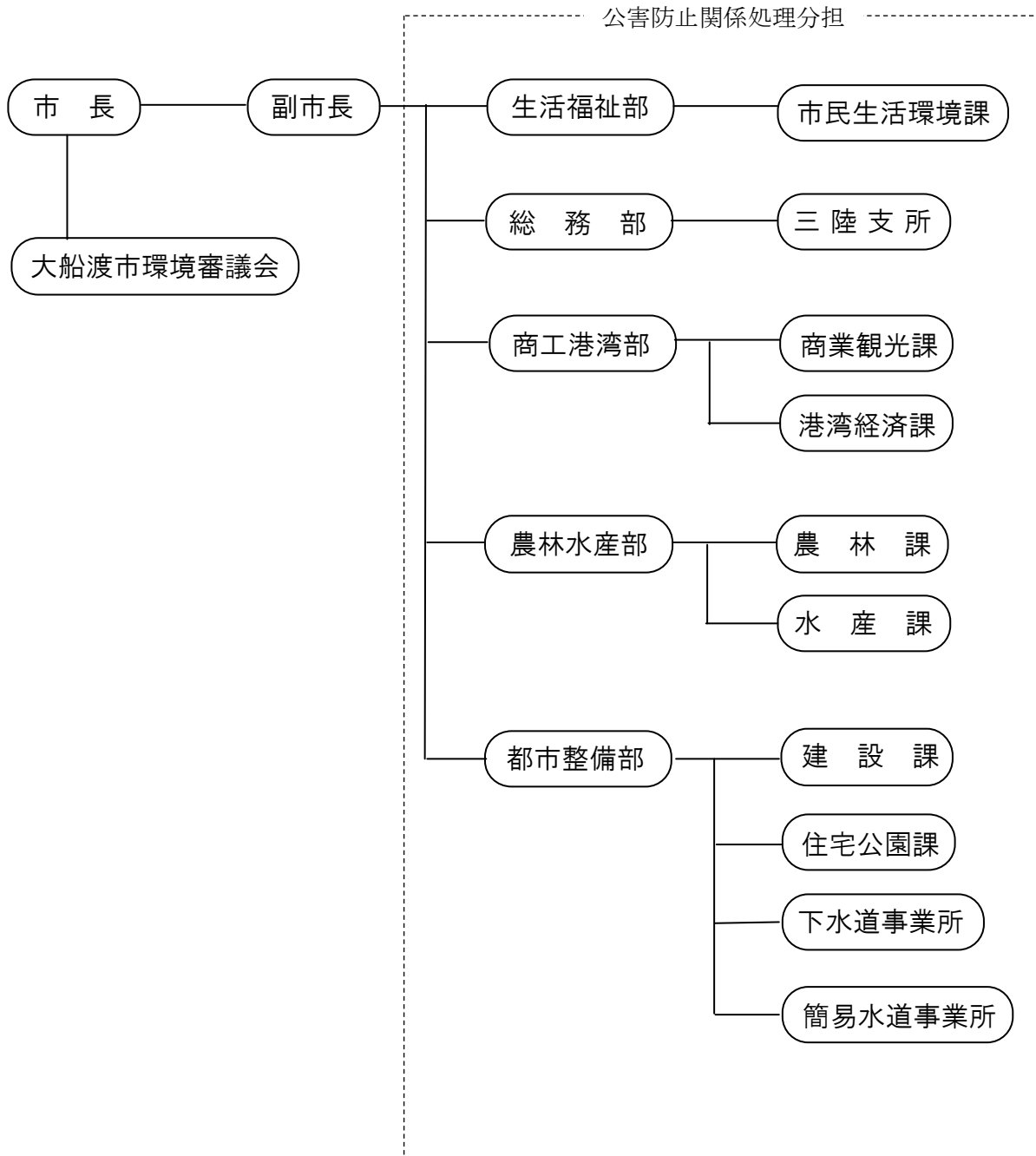
（単位：基）

年度 人槽	年度							合計
	H3～17	18	19	20	21	22	23	
5	20	4	1	2	1	2	5	35
6～7	175	22	21	17	14	18	8	275
8～10	169	3	2	0	0	0	1	175
11～50	15	0	0	0	0	0	0	15
合計	379	29	24	19	15	20	14	500

資料：市下水道事業所

第2 環境公害行政組織と処理分担

1 組 織



2 処理分担

課名	公害防止関係処理分担事項
生活福祉部 市民生活環境課	1. 公害防止対策の総合的企画及び連絡調整に関すること 2. 公害に係る紛争及び苦情処理の調整に関すること 3. 騒音、振動及び悪臭の規制及び防止に関すること 4. 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染その他公害を防止するための調査、監視及び指導に関すること
総務部 三陸支所	1. 公害に係る紛争及び苦情処理の調整に関すること 2. 公害の防止及びその指導に関すること
商工港湾部 商業観光課	1. 所管に属する公害の防止指導に関すること
商工港湾部 港湾経済課	1. 所管に属する公害の防止指導に関すること
農林水産部 農林課	1. 所管に属する公害の防止指導に関すること
農林水産部 水産課	1. 所管に属する公害の防止指導に関すること
都市整備部 建設課	1. 所管に属する公害の防止指導に関すること
都市整備部 住宅公園課	1. 所管に属する公害の防止指導に関すること
都市整備部 下水道事業所	1. 所管に属する公害の防止指導に関すること
都市整備部 簡易水道事業所	1. 所管に属する公害の防止指導に関すること

資料：大船渡市行政組織規則（平成11年3月29日規則第7号）

第3 大船渡市環境審議会

環境問題への対策は、多方面にわたる専門的知識を必要とするとともに、広い視野に立った多角的な判断を要請されます。

このため、公害対策基本法において市町村公害対策審議会を設置できることとなり、本市は昭和46年12月に大船渡市公害対策審議会条例を制定後、審議会を設置し、公害防止対策に関する基本事項について、調査及び審議を行いました。

その後、国では環境問題の構造変化を踏まえ、公害対策基本法を見直して新たに環境基本法を制定しました。

これに伴い、本市においても大船渡市公害対策審議会条例を廃止して、平成6年10月に大船渡市環境審議会条例を制定し、さらに、大船渡市環境審議会条例を廃止して、平成13年3月に大船渡市環境基本条例を制定し、大船渡市環境審議会を設置しています。

審議会委員は、本条例に基づき委員20名以内により組織し、学識経験を有する者、環境、産業等に関する団体に属する者、その他市長が必要と認める者を市長が委嘱します。現在は、学識経験を有する者5名、環境、産業等に関する団体に属する者13名の18名で構成しています。

平成22・23年度においては、大船渡市地球温暖化対策推進実行計画、大船渡市環境基本計画の推進などについて審議しました。

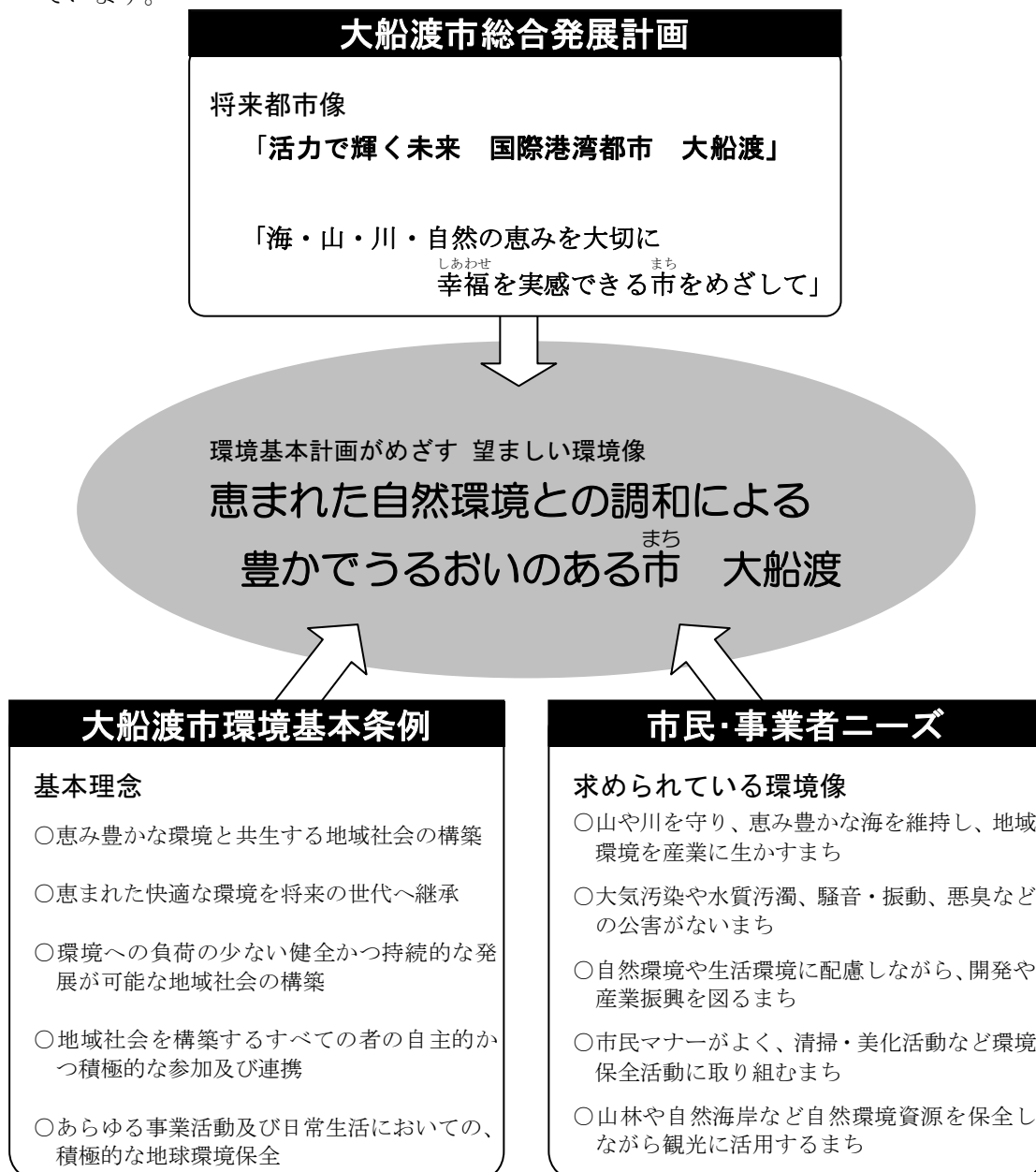
第3章 大船渡市環境基本計画（概要抜粋）

第1 望ましい環境像

近年の環境問題は、従来の公害問題から都市・生活型の問題や地球規模の問題へと変化するなど、複雑・多様化しています。また、環境に対する社会の関心の高まりとともに、質の高い快適な環境の創造や自然とのふれあいに対する住民ニーズも増大しています。

こうした状況に対応し、新たな時代の環境活動に取り組めるよう、環境の保全及び創造に関する長期的な目標と施策の方向などを示し、これらを総合的・計画的に推進するため、平成15年3月に環境基本計画を策定しました。

環境基本条例、総合発展計画、市民・事業者のニーズを踏まえ、この計画がめざす望ましい環境像を“恵まれた自然環境との調和による 豊かでうるおいのある市 大船渡”と定めています。



第2 基本目標

環境基本計画がめざす望ましい環境像“**恵まれた自然環境との調和による 豊かでうるおいのある市 大船渡**”を具体化していくために、生活環境、自然環境、地球環境、市民行動の視点から次の4つの基本目標を掲げています。

基本目標①「健康で安全、生活環境を守るまち」

市民一人ひとりが、健康で幸せな生活を送るためには、環境の基本的要素である大気や水について、公害などによる汚染のない常に安全な状態を保つことが不可欠です。市民の日常生活に直接的に影響のある生活環境を良好に維持し、守り続けるまちをめざします。

基本目標②「美しい海と緑、自然と共生するまち」

大船渡の美しい海や山、川などの自然は、生活にうるおいを与えてくれる市民みんなの貴重な財産です。恵まれた自然環境や固有の文化と産業振興との共生を図り、調和のとれたまちをめざします。

基本目標③「地球にやさしく、資源を生かすまち」

地球温暖化等をはじめとする地球環境問題は、産業の発達や人間の生活様式の変化等によるところが大きく、中でも、石油、電気、ガス等のエネルギー資源の使用と密接に関係しています。また、廃棄物の増大や不法投棄も大きな社会問題となっております。資源が限りあるものであることを再認識し、資源循環型のまちをめざします。

基本目標④「みんなが主役、快適環境をつくるまち」

環境が良好に保たれるためには、一人ひとりが、環境問題について関心を持ち、正しい認識のもとで、環境に配慮した日常生活や事業活動が望まれます。負荷の少ない快適環境を創造するため、全ての市民・事業者が、環境に配慮した積極的な行動をするまちをめざします。

基本目標①

「健康で安全、
生活環境を守るまち」

基本目標②

「美しい海と緑、
自然と共生するまち」

恵まれた自然環境との調和による

豊かでうるおいのある市 大船渡

基本目標③

「地球にやさしく、
資源を生かすまち」

基本目標④

「みんなが主役、
快適環境をつくるまち」

第3 市民、事業者、市の役割

環境基本計画を効果的に推進するためには、市民、事業者、市が相互に連携し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

(1) 市民の役割

日常生活と環境のかかわりあいを認識し、環境への負荷を低減するように努めるとともに、環境の保全及び創造に自ら努め、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に参画することが望まれます。

(2) 事業者の役割

事業活動に伴って生ずる公害を防止・抑制し、かつ自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じるとともに、これに伴う環境への負荷の低減に努めることが望まれます。また、環境の保全及び創造に自ら努め、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に参画することが望まれます。

(3) 市の役割

市民や事業者の協力のもと、本市の環境の保全と創造を担う主体として、本計画に掲げる施策を総合的・計画的に実施していきます。さらに、自ら率先して環境への負荷の少ない施策の実践に努めるとともに、市民、事業者の自主的な環境保全活動に対して多方面から支援していきます。また、広域的な取組を必要とするものについては、国、県及び近隣の市町と協力して行うよう努めます。

大船渡市環境基本計画の期間は、平成15年（2003年）度から平成24年（2012年）度までの10年間としています。

平成25年（2013年）度からは、新たに策定する第2次大船渡市環境基本計画により、環境施策を総合的・計画的に推進することになります。

第4 計画の構成

序 論

計 画 編

望ましい環境像

基本目標（計画の柱）

環境の分野・環境目標

「恵まれた自然環境との調和による
豊かであらうおいのある市^{まち}
大船渡」

基本目標①
「健康で安全、
生活環境を守るまち」

基本目標②
「美しい海と緑、
自然と共生するまち」

基本目標③
「地球にやさしく、
資源を生かすまち」

基本目標④
「みんなが主役、
快適環境をつくるまち」

大気環境
目標：「澄んだ空気を守る」

水環境
目標：「恵み豊かな水環境を守る」

その他生活環境
目標：「安全で快適な生活環境を守る」

自然環境
目標：「豊かな自然環境を守り育てる」

身近な自然
目標：「緑ある市街地を創り出す」

歴史的・文化的環境
目標：「大船渡らしい文化的環境を守り育てる」

廃棄物
目標：「リサイクルを進め、ごみを減らす」

資源・エネルギー
目標：「資源を守り、有効に利用する」

地球環境
目標：「地域から地球環境を守る」

環境教育・環境学習
目標：「環境にやさしい心を育む」

環境保全活動・環境配慮
目標：「みんなが環境にやさしい行動をする」

地域編

推進編

施策の体系化

主要施策

- ①大気環境の監視
- ②工場・事業場対策
- ③自動車排ガス対策

- ①水環境の監視・汚濁事故対策
- ②生活系排水対策
- ③産業系排水対策
- ④水循環の保全
- ⑤大船渡湾の水質浄化

- ①騒音・振動、悪臭対策
- ②有害化学物質対策

- ①良好な自然環境の保全
- ②自然環境の活用
- ③自然の公益的機能の保全

- ①緑化の推進
- ②身近な緑の保全・管理
- ③緑化の普及・啓発

- ①文化財の保存・整備
- ②まちづくりへの活用
- ③情報の収集と提供

- ①資源循環のための基盤整備
- ②廃棄物の減量化・資源化
- ③廃棄物の適正処理
- ④環境美化の推進

- ①水資源の確保
- ②エネルギーの有効利用

- ①地球温暖化対策
- ②その他地球環境問題対策

- ①環境教育の推進
- ②人材育成と情報提供

- ①環境保全活動の推進
- ②日常生活における環境配慮の推進
- ③事業活動における環境配慮の推進
- ④開発事業における環境配慮の推進

生活環境を守るプロジェクト

- (1) 環境関連調査事業の拡充
- (2) 汚水処理施設の整備・促進
- (3) 環境保全協定の締結促進
- (4) 大船渡湾海水循環対策の推進

郷土の自然と共生するプロジェクト

- (1) 豊かな海を育む大きな森づくり事業
- (2) 天然記念物銘木樹勢回復事業
- (3) 五葉山一帯や今出山などの環境整備の推進

環境への負荷を減らすプロジェクト

- (1) エコタウン事業
- (2) 地球温暖化対策推進実行計画の推進
- (3) 微生物を利用した生ごみの減量化・水質浄化の推進

環境にやさしい人を
育てるプロジェクト

- (1) 環境づくりパートナーシップの推進
- (2) エコライフ推進事業
- (3) 自然観察事業の推進

地域別環境づくり指針

市街地域

大船渡湾
水域

外湾水域

五葉山県立
自然公園地域

陸中海岸
国立公園地域

計画の推進及び進行管理

計画推進
の体制

計画の
進行管理

第5 主要施策

特に、重点的・先導的に取組むことが必要な施策を主要施策と定め、積極的推進を図ります。

基本目標①「健康で安全、

生活環境を守るまち」のために

環境関連調査事業の拡充

大船渡湾を中心とした水質調査を継続し、客観的分析・評価を進めるほか、大気や土壌の状態についても調査項目を拡大し、生活環境の実態把握に努めます。

汚水処理施設の整備・促進

公共下水道について、整備計画を基本とした供用区域の拡張を図ります。汚水処理施設の整備は、人口密度や地形等の諸条件により、効率的・効果的な導入形態が異なるため、早期普及や費用対効果の観点から、地域毎に最もふさわしい汚水処理を進めます。

環境保全協定の締結促進

環境保全協定は、法令の規制に基づかない自主的な取り組みです。事業者の自主的な環境配慮を促進するため、従来の「公害防止協定」よりも積極的な「環境保全協定」の締結を目指し、事業者の理解を求めています。

大船渡湾海水循環対策の推進

大船渡湾における海水循環対策として、これまで、空気揚水筒（マリンリフター）10基の稼働や海水交換を行う負圧利用型海水交換実証実験が行われました。今後も国、県とともに、先進の技術開発による大船渡湾の海水循環対策を推進します。

基本目標②「美しい海と緑、

自然と共生するまち」のために

豊かな海を育む大きな森づくり事業

豊かな海を育む環境づくりとして「大船渡湾の母なる盛川」の源流大野川上流に、漁業従事者が主体となったブナ、コナラ、杉などの植樹活動を行う事業を計画的に進めます。

天然記念物銘木樹勢回復事業

本市には、末崎町の三面椿（県指定天然記念物）や三陸町越喜来の三陸大王杉（老杉・市指定天然記念物）などの貴重な樹木が所在しています。指定文化財のほかにも、巨木・銘木なども多数あり、貴重な樹木を大切に後世に継承できるよう、保護・修復・保存を進めます。

五葉山一帯や今出山などの環境整備の推進

五葉山一帯や今出山などには、ツツジやシャクナゲなどが群生し、すばらしい自然景観を沿道からも楽しむことができます。自然環境への影響に十分配慮しながら、五葉山県立自然公園一帯や今出山などを身近な自然観察の場や市民の憩いの場、観光資源として活用できるよう環境整備を進めます。

基本目標③「地球にやさしく

資源を生かすまち」のために

エコタウン事業

エコタウン事業とは、環境との調和をめざすまちづくり事業です。本市では、港湾施設やセメント工場等の産業基盤を活用したリサイクルシステムの構築により、新たな環境関連産業の創出と資源循環型社会の形成に努めています。

具体的には、関係団体が連携し県からの助成を受けて、水産廃棄物であるカキ貝殻を利用した「水産バイオマス循環ビジネス創出事業」に取り組んでおりますし、FRP 廃船のリサイクル事業などの具現化に向けて検討していきます。

地球温暖化対策推進実行計画の推進

本市では、平成13年度から「大船渡市地球温暖化対策推進実行計画」による取組を進めており、市が行う事務・事業について、事業者としての環境負荷軽減のための取組を推進し、二酸化炭素など温室効果ガスの削減に努めています。計画の目標達成に向け、今後も職員一人ひとりが環境保全に対する自覚をもって取り組んでいきます。

微生物を利用した生ごみの減量化・水質浄化の推進

近年、EM（有用微生物群）などの微生物については生ごみの堆肥化にとどまらず、水産業への活用や河川の水質浄化など多方面での活用が注目されており、その効果について、先進の事例等情報収集に努め、活用方法に関し多角的角度からの検討を進めます。

基本目標④「みんなが主役、

快適環境をつくるまち」のために

環境づくりパートナーシップの推進

よりよい環境づくりには、市民、事業者、行政などが対等な関係に立ち、連携の中でそれぞれが責任を持って行動するパートナーシップが大切です。自主的な環境づくりを行う市民・事業者の交流の場、学習・検討の場の提供を図り、市民、事業者、行政連携のパートナーシップの仕組みづくりを推進します。

エコライフ推進事業

電気、ガス、水道、灯油など限りあるエネルギー資源の節約や二酸化炭素の排出量削減等について、学習や実践活動を通じて、具体的取組を進める「エコライフ（環境に配慮したやさしい暮らし）推進事業」について、内容の充実を図ります。

自然観察事業の推進

市民が郷土の自然環境を知る環境学習の機会として、野外を通じた観察会の充実・拡大を図ります。

第6 市民や事業者に望まれる取り組み

郷土の環境を守り育てていくためには、皆さんの積極的な協力が不可欠です。

計画では、市民や事業者の皆さんに実践していただきたい取組例を掲載しています。

市民に望まれる取組

「健康で安全、生活環境を守るまち」のために

- ・ 自動車の利用をできるだけ控え、鉄道・バスなどの公共交通機関の利用に努めましょう。
- ・ 川・海にごみを捨てないようにしましょう。
- ・ 近隣・周辺への騒音・振動・悪臭の発生防止に努めましょう。 など

「美しい海と緑、自然と共生するまち」のために

- ・ 自然環境の重要性・価値を認識しましょう。
- ・ 「花いっぱい運動」などの緑化活動や水辺の清掃美化活動などへの参加と協力を努めましょう。
- ・ 文化財所在地や博物館などを訪れ、郷土の自然や文化に対する理解を深めましょう。 など

「地球にやさしく、資源を生かすまち」のために

- ・ ごみの出し方はルールに従いましょう。
- ・ 冷暖房の設定温度を控え目にするなど、電気・ガス・石油などの有効利用と節約に努めましょう。
- ・ 地球環境問題に興味を持ってみましょう。 など

「みんなが主役、快適環境をつくるまち」のために

- ・ 環境問題について身近な人と話し合ってみましょう。
- ・ 日常的にできる環境配慮行動の実践に努めましょう。 など

事業者にも望まれる取組

「健康で安全、生活環境を守るまち」のために

- ・ 職場における「ノーカーデー」の実践に努めましょう。
- ・ 大船渡湾水環境保全計画の目標値を達成できるよう、排水処理施設の整備・管理に努めましょう。
- ・ 有害化学物質等の適正管理に努めましょう。 など

「美しい海と緑、自然と共生するまち」のために

- ・ 看板や広告、大規模建築物などの設置の際は、周辺の自然景観との調和に努めましょう。
- ・ 事業所敷地内の植樹や生垣の設置など緑の創出に努めましょう。
- ・ 歴史的な街並みや建物の保存に協力しましょう。 など

「地球にやさしく、資源を生かすまち」のために

- ・ 事務用品などは、再生品の使用に努めましょう。
- ・ 事業施設の新築・改築時には、省エネルギー化や自然エネルギーなどの導入を検討しましょう。
- ・ 省資源・省エネルギーに取り組み、温室効果ガスの排出削減に努めましょう。 など

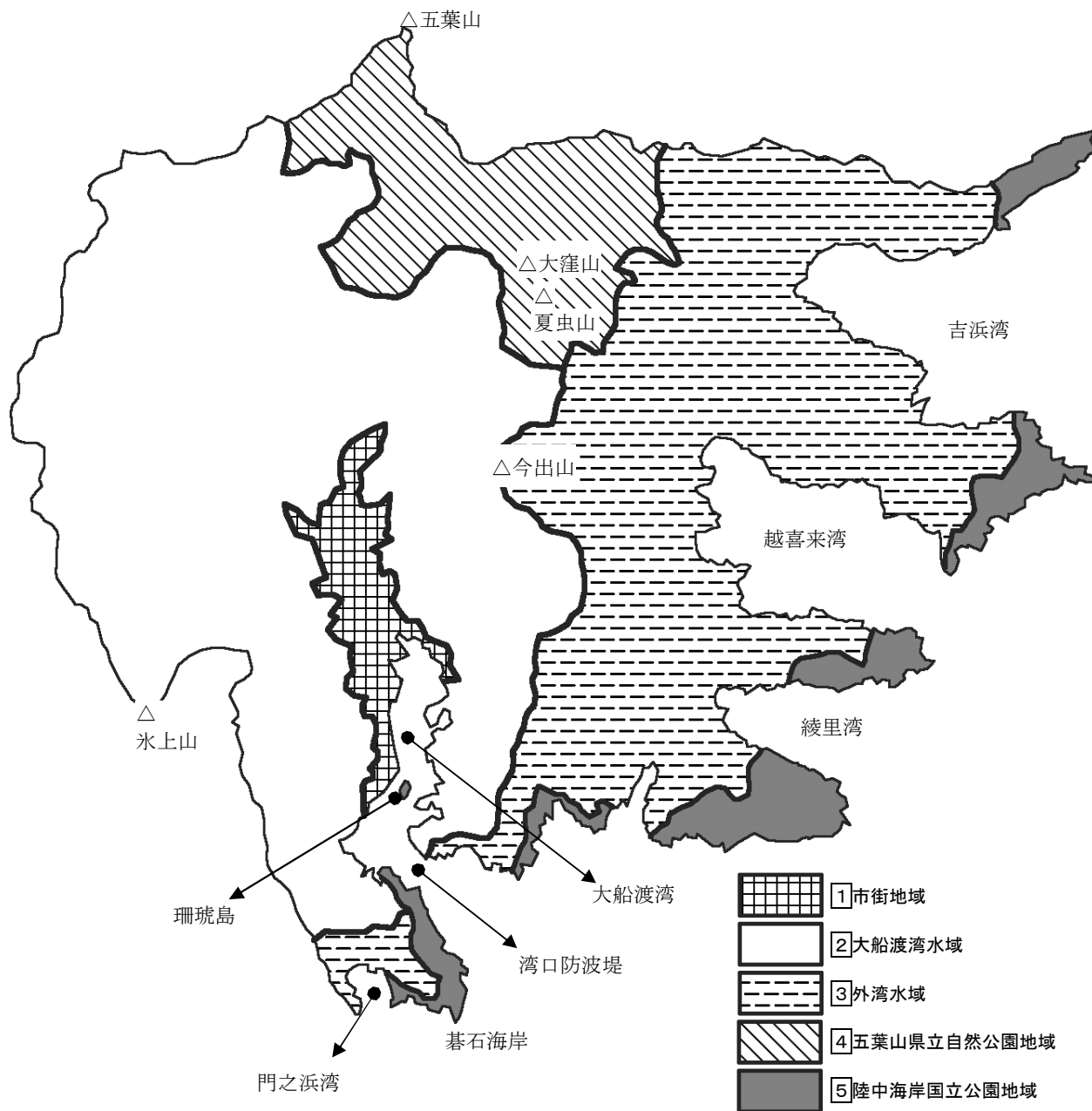
「みんなが主役、快適環境をつくるまち」のために

- ・ 職場における環境教育・環境学習に努めましょう。
- ・ 事業活動による環境への影響を認識し、負荷の低減に努めましょう。 など

第7 地域別環境づくり指針

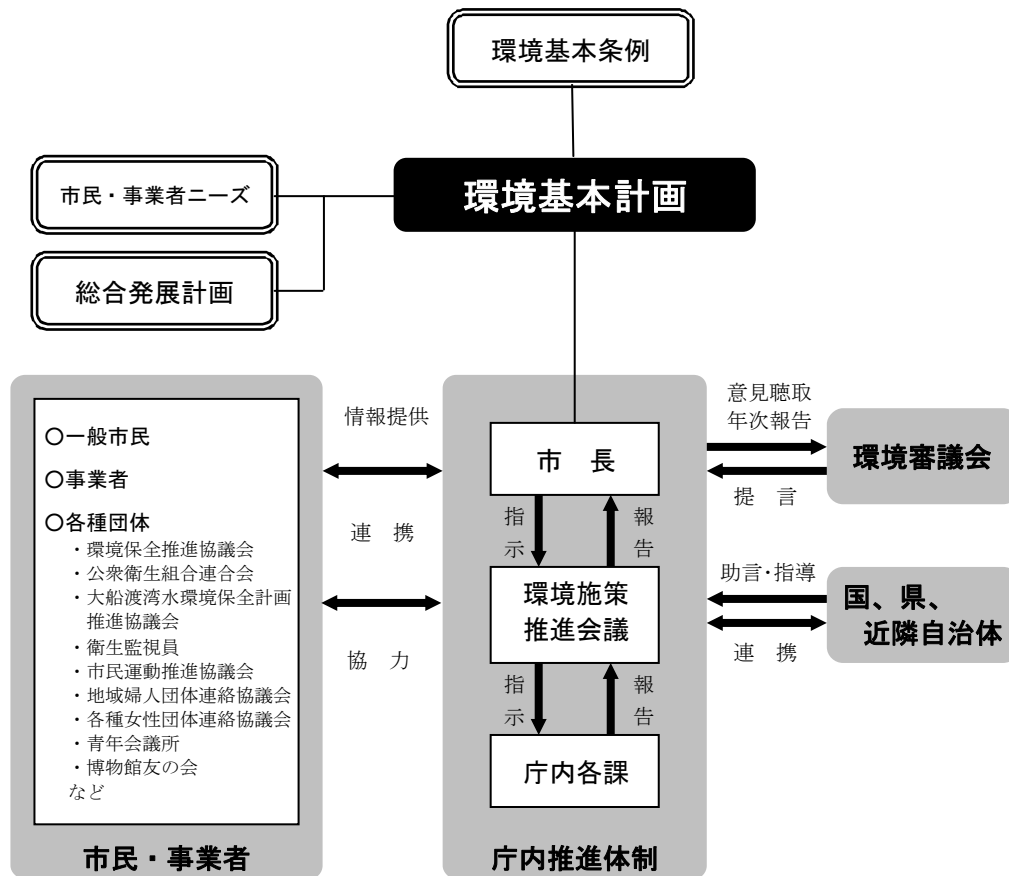
自然環境を構成する要素の中でも、最も重要な河川等の水の流れ(流域)と、土地の利用を導く法指定等による区分から、市域を5地域に分けて、地域ごとに異なる環境特性に基づく環境づくりの指針を示します。施策の検討・立案や事業の実施に際しては、この指針に沿った配慮が必要です。

■地域区分図

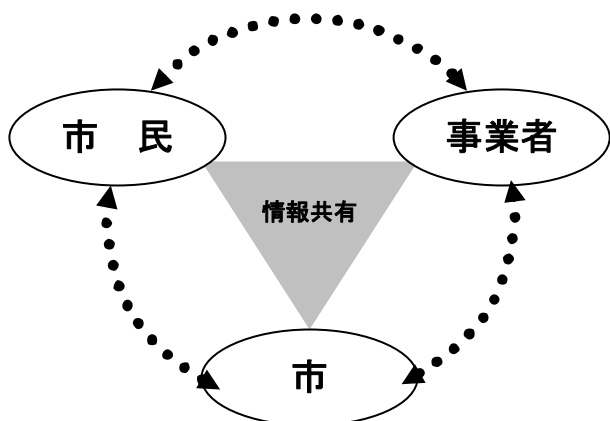


地 域	地域別環境づくり指針
<p style="text-align: center;">市街地域</p> <p>(都市計画用途地域*の指定地域が該当します。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○大船渡湾の水環境への負荷の低減に努める ○身近な自然の保全・創出に努める ○大船渡らしい「みなとの雰囲気」の創出に努める
<p style="text-align: center;">大船渡湾水域</p> <p>(都市計画用途地域及び自然公園以外の、大船渡湾に地表水が流下する範囲が該当します。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○大船渡湾水域の水源かん養機能の保全に努める ○緑地景観の保全・創出に努める ○残存する良好な自然環境の保全に努める
<p style="text-align: center;">外湾水域</p> <p>(都市計画用途地域及び自然公園以外の、門之浜湾、綾里湾、越喜来湾、吉浜湾などに地表水が流下する範囲が該当します。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○半島の多様な自然環境の保全と活用に努める ○大船渡らしい「漁港集落の雰囲気」の保全・創出に努める
<p style="text-align: center;">五葉山県立自然公園地域</p> <p>(五葉山県立自然公園に指定されている地域が該当します。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○山地の良好な自然環境の保全と活用に努める ○水域最上流部として水源かん養機能の保全に努める
<p style="text-align: center;">陸中海岸国立公園地域</p> <p>(陸中海岸国立公園に指定されている地域が該当します。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○海岸の良好な自然環境の保全と活用に努める

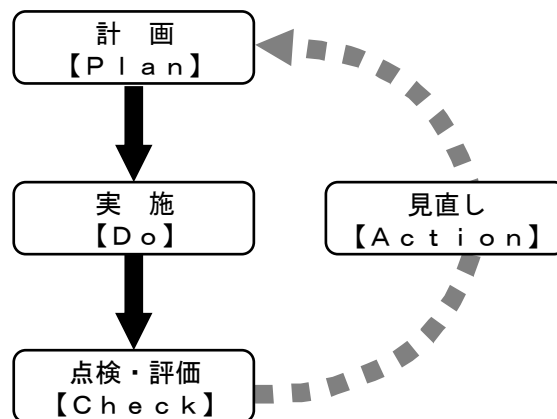
第8 計画の推進体制



■情報の共有を核としたパートナーシップ



■継続的見直し



第9 環境基本計画の分野別の達成状況

環境の分野	達成目標	(単位)	目標値	H23実績	
大気環境	二酸化窒素の環境基準(月平均値)	ppm	0.04以下	0.008	※1
	公用車の低公害車導入台数(累計)	台	22	37	
水環境	盛川の環境基準(BOD)権現堂橋	mg/ℓ	2.0以下	<0.5	
	盛川の環境基準(BOD)佐野橋	mg/ℓ	2.0以下	1.9	
	盛川の環境基準(BOD)川口橋	mg/ℓ	2.0以下	0.9	
	立根川の環境基準(BOD)一中前橋	mg/ℓ	2.0以下	0.5	
	吉浜川の環境基準(BOD)要橋	mg/ℓ	2.0以下	<0.5	
	大船渡湾の環境基準(COD)湾奥	mg/ℓ	2.0以下	1.4	
	大船渡湾の環境基準(COD)湾中央	mg/ℓ	2.0以下	1.0	
	大船渡湾の環境基準(COD)湾口	mg/ℓ	2.0以下	1.4	
	大船渡湾の環境基準(全窒素)湾中央	mg/ℓ	0.3以下	0.18	
	大船渡湾の環境基準(全リン)湾中央	mg/ℓ	0.03以下	0.017	
	綾里湾の環境基準(COD)湾奥	mg/ℓ	2.0以下	-	※2
	綾里湾の環境基準(COD)湾口	mg/ℓ	2.0以下	-	※2
	越喜来湾の環境基準(COD)湾奥	mg/ℓ	2.0以下	-	※2
	越喜来湾の環境基準(COD)湾中央	mg/ℓ	2.0以下	-	※2
	吉浜湾の環境基準(COD)湾奥	mg/ℓ	2.0以下	0.8	
	吉浜湾の環境基準(COD)湾中央	mg/ℓ	2.0以下	0.8	
	汚水処理人口普及率	%	55	54.6	
自然環境	森林面積	ha	26,707	26,520.8	
身近な自然	市街地の緑化水準	%	15	7.5	
廃棄物	市民1人あたり1日平均ごみ排出量	g	500	619	
地球環境	市の行政事務活動における温室効果ガス総排出量(H11比)		6%削減	27.5%削減	
環境教育・環境学習	青少年の環境保全実践活動等参加団体数		30	2	
環境保全活動・環境配慮	エコライフ推進事業実践地域(累計)		117	96	

※1 東日本大震災の影響により速報値

※2 東日本大震災の影響により欠測

○ 大気環境の目標について

二酸化窒素の環境基準は、目標が達成されています。

公用車の低公害車導入台数については、目標を上回る37台を導入しています。

○ 水環境の達成目標について

東日本大震災の影響により測定できなかった海域はありますが、測定した全ての項目について目標が達成されています。

汚水処理人口普及率については、54.6%となっており、目標に達していませんので、目標達成に努めていきます。

- 自然環境の達成目標について
森林面積は、26,520.8ha となっており、目標としている森林面積が確保できていませんので、目標達成に努めていきます。
- 身近な自然の達成目標について
市街地の緑化水準は、7.5%となっており、目標に達していませんので、目標達成に努めていきます。
- 廃棄物の達成目標について
市民1人あたり1日平均ごみの排出量は、593g となっており、目標に達していませんので、目標達成に努めていきます。
- 地球環境の達成目標について
市の事務・事業における二酸化炭素などの温室効果ガス*の総排出量は、目標を上回る27.5%削減を達成しています。
- 環境教育・環境学習の達成目標について
青少年の環境保全実践活動等参加団体数は、東日本大震災の影響により2団体と少なく、目標に達していませんので、目標達成に努めていきます。
(※ 東日本大震災前の平成22年度実績は、19団体。)
- 環境保全活動・環境配慮の達成目標について
エコライフ推進事業の実施地域は、96地域となっていますが、目標に達していませんので、目標達成に努めていきます。